**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍愛知県名古屋市千種区丸山町三丁目四四番地、最後の住所愛知県名古屋市瑞穂区田辺通二丁目五番地ライオンズマンション田辺四一三号　被相続人　亡　村手　美之

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十二月十一日

愛知県名古屋市瑞穂区妙音通四丁目四〇番地ソプレイ新瑞ビル四階

相続財産管理人　弁護士　森田　祥玄

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍兵庫県西宮市今津大東町六番地、最後の住所滋賀県大津市北小松一六一八番地の六

被相続人　亡　梅田　繁子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十二月十一日

事務所滋賀県大津市京町三丁目四―一二　アーバン二一ビル五階滋賀第一法律事務所

相続財産管理人　弁護士　玉木　昌美

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍京都市北区小山南上總町九番地、最後の住所京都市右京区嵯峨天龍寺北造路町三〇番地の五一　被相続人　亡　村山　妙子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十二月十一日

京都市中京区丸太町通堺町西入鍵屋町六五　コートサイト丸太町ビル二〇一　姉小路法律事務所

相続財産管理人　弁護士　大川　浩介

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍岐阜県岐阜市西問屋町四番地、最後の住所岐阜県岐阜市加納本石町三丁目三　有料老人ホームササダ　被相続人　亡　廣瀬　君江

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十二月十一日

事務所京都市中京区高倉通二条下る瓦町五五五―一西村良ビル三階あかね法律事務所

相続財産管理人　弁護士　吉田　雄大

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍鳥取県西伯郡大山町御来屋九八八番第三番地、最後の住所鳥取県西伯郡大山町御来屋五四七番地二　被相続人　亡　森　誠志

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十二月十一日

事務所鳥取県米子市久米町三一八番地つばさビル二階

相続財産管理人　弁護士　鈴谷　崇

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍岡山県備前市日生町寒河二五八五番地、最後の住所岡山県備前市日生町日生二七一六番地一　被相続人　亡　福田　満子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十二月十一日

事務所岡山市北区弓之町七番一号　フォンティーヌ弓之町一〇一

相続財産管理人　弁護士　佐竹　哲児

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍鹿児島県枕崎市旭町七六番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　立石　義郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十二月十一日

事務所鹿児島県枕崎市高見町二五七番地二

相続財産管理人　司法書士　島田　靖幸

**無縁墳墓等改葬公告**

墓地整備のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

平成二十六年十二月十一日

一、墳墓等所在地　愛知県小牧市大字久保一色字新田屋敷三一六三―一番地

一、墳墓等の名称　真福寺石塔墓地

一、死亡者の本籍及び氏名　本籍全て不詳　小林金男、今枝幸彦、前田和三郎、伴野為一、前田吉十郎、小林妙遊信女、その他不詳三基

一、改葬を行おうとする者　愛知県小牧市大字久保一色字新田屋敷三一六三―一番地　宗教法人真福寺　代表役員　笠井　正見

**旅行業者営業保証金取戻し公告**

旅行業法第9条第7項及び旅行業者営業保証金規則第9条第1項（変更登録を受けた場合）、旅行業法第20条第3項及び旅行業者営業保証金規則第9条第2項（登録の抹消があった場合）、又は旅行業法第22条の15第1項及び旅行業者営業保証金規則第9条第3項（旅行業協会の保証社員となった場合）の規定により次のように公告します。

下記⑩の取戻しをしようとする営業保証金につき、旅行業法第17条第1項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から6箇月以内に、その債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに氏名又は名称及び住所を記載した申出書に権利を有することを証する書面を添付して⑪の申出書提出先に提出してください。前記期間内に申出書の提出がないときは、営業保証金は取戻されます。

平成26年12月11日

記

［掲載順序］

①商号　②旅行業の業務の範囲（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦変更登録年月日及び変更登録後の登録番号（変更登録を受けた場合）　⑧登録の抹消年月日（登録の抹消があった場合）　⑨旅行業協会の保証社員となった年月日（保証社員になった場合）　⑩営業保証金の額（変更登録を受けた場合にあっては、取戻しをしようとする営業保証金の額）　⑪申出書提出先　⑫掲載者の住所、名称又は氏名並びに法人にあってはその代表者の氏名

＊冒頭のAは変更登録を受けた場合、Bは登録の抹消があった場合、Cは旅行業協会の保証社員となった場合をあらわす。

B　①株式会社アイリーライフ　②第3種旅行業　③群馬県知事登録旅行業第3―472号　④株式会社アイリーライフ　群馬県伊勢崎市連取町1531―4　代表取締役　市村均弥　⑤株式会社アイリーライフ　群馬県伊勢崎市連取町1531―4　⑥平成25年1月18日　⑧平成26年8月8日　⑩300万円　⑪群馬県知事　⑫群馬県伊勢崎市連取町1531―4　株式会社アイリーライフ　代表取締役　市村均弥

**無縁墳墓等改葬公告**

墓地整備のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

平成二十六年十二月十一日

一　墳墓等所在地　大阪府八尾市山本町北四丁目二五番地

一　墳墓等の名称　上之島墓地

一　死亡者の本籍及び氏名　全て不詳

一　改葬を行おうとする者　大阪府八尾市上之島町南五丁目一番一号　上之島墓地管理委員会　委員長　岩阪　克己